

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	2-3-7
処分の種類	重要文化財の所在を変更して行う公開の停止命令			
根拠法令条例等・条項	文化財保護法第51条の2			
処分の概要	重要文化財の所有者又は管理団体が重要文化財の所在を変更して公開する際の指示に従わなかったとき、公開の停止又は中止の命令を行う。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がないため)			
基準の制定根拠				